

平成18年豪雪による雪害対策費などを計上

6月議会定例会

6月19日から3日間、町議会定例会が開かれました。南越前町一般会計補正予算案など15議案が審議され原案どおり可決されました。また、請願書1件が上程され、産建厚生常任委員会に付託し採択しました。

平成18年度予算総額 百六十五億六千三百三十三万円

■一般会計 八千九百十八万三千円を追加

歳入、歳出それぞれ八千九百十八万三千円を追加し、九十九億八千四百四十七万五千円としました。補正額は、自主財源として、繰入金五千七百十九万円の減額、諸収入一億八千六百九十三万八千円の追加などを計上、全体の25.93%となりました。国庫支出金九千八百七十六万九千円の減額、県支出金五千八百二十万五千円を追加した依存財源は、全体の74.07%となっています。

歳入予算の主な内容

- ・老人保護措置負担金 …… 一千二百三十八万七千円の減額
- ・公共施設管理公社委託料精算金 …… 一億六千六百五十四万一千円の追加
- ・雪害による損害共済金 …… 千七百五十七万七千円の追加
- ・財政調整基金繰入金 …… 六千三百七万一千円の減額

歳出予算の主な内容

- ・雪害による倒木撤去業務委託料 …… 一千二百三十万三千円の追加
- ・老人保健施設特別会計繰出金 …… 一千二百九十三万八千円の追加
- ・雪害による今庄365スキーセンター屋根修繕料 …… 千五百八万八千円の追加
- ・林道柵谷線改修事業 …… 千六十三万五千円の減額

■特別会計 二千四百八十五万五千円を追加

特別会計は、国民健康保険今庄診療所特別会計など、5特別会計で予算の補正を行い、補正後の14の特別会計の予算総額は、六十五億二千八百八十五万五千円となりました。

(単位：千円)

会計名	補正前の額	補正額	計
国民健康保険今庄診療所	333,269	△396	332,873
簡易水道	681,318	7,549	688,867
農業集落排水	493,012	4,578	497,590
老人保健施設	166,640	12,938	179,578
介護保険	1,127,870	186	1,128,056



- 国民健康保険今庄診療所特別会計
- 介護業務委託料 …… 三百五十二万八千円の減額
- 簡易水道特別会計
- 通常砂防補償工事(燧大谷川) …… 四百五万三千円の追加
- 農業集落排水特別会計
- 通常砂防補償工事(燧大谷川) …… 四百四十四万八千円の追加
- 老人保健施設特別会計
- 機能訓練等相談業務委託料 …… 四百二十八万四千円の追加

●南越前町柵谷ダム周辺施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
県から譲渡を受ける柵谷ダム研修棟についての利用及び使用料について定めました。施設の名称
柵谷ダム研修棟

単位	使用料
半日	3,000円
一日	5,000円

●南越前町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
有料放送の9チャンネルAセットにリアリティTVを追加、BセットにスポーツアイESP.N、16チャンネルセットにリアリティTVを追加し、変更しました。
(18年9月から施行予定)

●福井県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更
市町村合併に伴い、構成市町と規約などを変更しました。

●南越消防組規約一部変更

●南越清掃組規約一部変更

両組合の収入役について、越前市が、助役が収入役の事務を兼ねることとなるため、規約の一部を変更しました。

●今庄総合事務所改修工事請負契約の締結

契約金額七千三十五万円で、小泉建設(株)と契約することになりました。

●今庄小学校プール棟建設工事請負契約の締結

契約金額一億千六百五十五万円で、大和建設(株)と契約することになりました。

●河野小学校体育館改築工事請負契約の締結

契約金額三億二千八百六十五万円で、北信建設(株)、上木建設(株)河野小学校体育館改築工事特定建設工事共同企業体と契約することになりました。

●南越前町農業委員会委員の推薦について

町農業委員会の議会推薦の委員として、次の二人の方を選任しました。(敬称略)

・澤崎信雄(孫介)

・森 昭義(上野)

●議案の付託

平成18年豪雪による被害林地の復旧支援ならびに同豪雪により発生した折損木による林道通行障害等の復旧支援に関する請願書1件が産建厚生常任委員会に付託し採択しました。

一般質問

平谷 弘子議員

・本町のバス運行について
・幼保一元化について

高谷 皓之議員

・財団法人南越前町公共施設管理公社の今後の運営(経営)方針は

野崎 道男議員

・少子高齢化による南越前町の過疎対策は
・今年の豪雪災害を、町はどう対処されるか。

山本 優議員

・集落要望の概要と今後の対応について

高橋 猛志議員

・経営所得安定対策大綱を踏まえた町としての農業対策

坂下 安則議員

・2007年問題(団塊の世代の定年退職者よ…)について

こんなことが
大変便利

国税電子申告・納税システム(e-Tax)をご利用ください

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、国税に関する各種手続き(①所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告、②全税目の納税、③申請・届出等)が、自宅やオフィスからインターネット等を通じて行うことができ、税務署などに出かける必要がありません。

特に源泉所得税の毎月納付や消費税の毎月申告など、利用回数の多い手続には大変便利です。また、e-Taxの開始届出手続はインターネットを利用してオンラインで行えます。

e-Tax をご利用いただくための3つのステップ

Step ① 開始届出書を所轄の税務署にインターネットを通じて提出してください。(書面での提出も可)

Step ② 税務署から利用者識別番号等の通知書とe-TaxソフトのCD-ROMが送付されます。

Step ③ e-Taxを利用する際に必要な電子証明書等を登録してください。

※ e-Taxをご利用の際には、事前に電子証明書の取得が必要となります。e-Taxで利用可能な電子証明書については、e-Taxホームページをご覧ください。公的個人認証サービスも電子証明書のひとつです。

■ e-Taxのご利用時間 月曜日～金曜日の午前9時から午後9時(祝日等を除く)

- ・ご利用時間については、事前にe-Taxホームページで確認してください。
- ・申告・納税用のデータの作成はe-Taxソフト等を利用して、いつでも行うことができます。

■ お問合せ・ご不明の点は e-Tax ヘルプデスク Tel.0570-015901

(ご利用時間：月曜日～金曜日の午前9時から午後5時 祝日等を除く。)

どこからでも市内通話料金で利用できます。

- ・利用開始のための手続やe-Taxソフトに関するご質問にお答えします。

■ 詳しい情報は e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

e-Taxの最新情報やご利用にあたっての手続等について説明しています。

この社会
あなたの税が
いきている

税に関する情報は
国税庁ホームページへ

<http://www.nta.go.jp>